

# 新入生を対象とする経済的に修学困難な者に対する 奨学制度（いわゆる「経済特待」）の運用について

## 1 具体的選考基準

### (1) 家庭の経済的基準

原則として、保護者の全年収（前年）が500万円未満（薬学部は600万円未満）程度であること。ただし、家族構成や進学希望学部などを勘案して採否を決定する。

### (2) 高等学校の成績

勉学意欲に燃え、かつ高校の成績が中位以上であることが望ましく、特に前項を重視する。

### (3) 注意事項

「対象となるのは授業料のみでその半額を奨学金とすることとし、授業料が半額として手続きされる（半免措置）。

## 2 申請に際して提出する書類

### (1) 推薦書（本学指定用紙）

### (2) 志望理由書（本学指定用紙）

### (3) 家族調書（本学指定用紙）

### (4) 調査書

### (5) 世帯の前年の収入（所得）を証明するもの（例、源泉徴収書、納税（課税）証明書など）

## 3 申請と申請後の手順

審査とその結果を速やかに当該高校と志願者に伝えるべきであり、以下の手順を速やかに実行する。

(1) 申請書類の請求は、志願者の高校から青森大学入試課に行う（電話、文書等）

(2) 青森大学入試課は、請求先に必要書類を送付する。

(3) 当該高等学校は、必要書類を青森大学入試課あてに送付する。

(4) 青森大学入試課は、青森大学学長に申請書類を持参する。学長は内容を検討し、志望する各学部長に申請書類を転送する。

(5) 各学部長は、可及的速やかに学部学生委員会を招集し、必要な審査を行って採否の検討を行う。

(6) 各学部長は、各学部での審査終了後、可及的速やかにその結果を学長に報告する。

(7) 学長は、理事長に結果を報告し、理事長は報告に基づき、奨学生を決定し、学長に伝える。

(8) 学長は、青森大学入試課へ決定通知を伝え、入試課は、公式な文書（別紙）をもって、当該高校側に通知する。

(9) その際、採用が決定した生徒には、推薦入学試験あるいはAO入学試験を受験すること、奨学金の貸与などの申請を行うことを通知する。

## 附 則

平成22年4月1日に施行する。

## 附 則

この運用の改正は、平成27年4月1日に施行する。